

罹災証明書の交付申請について

問…総務課 内線2115

災害により被害を受けた家屋等の修繕に各種保険制度等を利用する際には、公的機関が発行する罹災証明書が必要な場合があります。交付申請に係る注意点等は以下のとおりです(災害対策本部を設置した場合等は別の基準によって証明書を交付します)。

交付申請できる人	申請から罹災証明書交付までの流れ
<p>被害を受けた家屋等の</p> <p>①所有者 ②居住者および同一世帯人 ③使用者 ④①～③から委任された代理人</p> <p>*ただし、④の場合は交付申請時に委任状の提出が必要です。</p>	<p>①交付申請(受付窓口：本庁総務課、金木総合支所庶務係、市浦総合支所庶務係)</p> <p>必要書類：罹災証明願(様式第1号)、被害の状況を確認できる写真等、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証等)、委任状(様式第4号)*代理人による申請の場合のみ。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②申請内容の審査(7日以内を目安)</p> <p>*被害判定のために実地調査を行う場合があります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③罹災証明書(様式第2号)の交付</p> <p>*罹災証明書を交付する場合は、手数料として1部につき300円の納付をお願いします。</p> <p>*申請内容を審査し、罹災証明書を交付しないこととした場合には、罹災証明書不交付決定書(様式第3号)で通知します(この場合は、申請者の費用負担は生じません)。</p>

*金木総合支所、市浦総合支所では申請書の受付のみ行い、申請内容の審査は本庁総務課が行います。

特に注意する事項

被害の原因となる災害の種別ごとに交付申請できる期限がありますので、ご注意ください。

- ・豪雪等の雪害による被害の場合…被害を確認した日から6カ月以内
 - ・その他の被害の場合…被害が発生した日から3カ月以内
- 被害状況を確認できない場合は、証明書を交付できない可能性があります。

申請漏れにご注意ください

以下の被害について罹災証明書の交付を希望する場合は、必ず9月28日(金)までに申請するようお願いします。

- *期限を過ぎると、罹災証明書の交付を受けられなくなります。
- ・豪雪等の雪害による被害で、平成30年3月31日までに被害を確認したもの。
- ・その他の被害で、平成30年6月30日までに被害が発生したもの。

防災行政無線によるJアラートの訓練放送(試験放送)を行います

市では、地震や津波などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)により送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんへお伝えするため、防災行政無線の訓練放送を行います。

日時…8月29日(水) 11:00頃(訓練放送)

対象地域…市浦地区沿岸部

放送内容

- ①チャイム
 - ②「これは、Jアラートのテストです」
 - ③(②繰り返し)×3
 - ④「こちらは、五所川原市です」
 - ⑤チャイム
- *当市以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。
- *気象・地震活動等の状況によっては、訓練を中止することがあります。 問…総務課 内線2115

総合防災訓練を行います

近年、自然災害は大規模化・激甚化し、今年の平成30年7月豪雨では、各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しました。災害が発生した際に被害を最小限にとどめるためには、的確な情報収集と迅速な避難行動が重要です。

市では災害発生時の応急対策が迅速かつ適切に実施されるか検証するとともに、市民の防災意識高揚を目的として、今年も総合防災訓練を実施します。

皆さんも、防災について学習する良い機会ですので、ぜひ見学にお越しください。

*訓練内容等の詳細は次号に掲載します。

日時…10月7日(日) 9:00～12:00

主会場…三輪小学校

問…総務課 内線2115